

2025 年 日 本 国 際 博 覧 会
堺万博 P & R 駐車場

事後調査計画書

令和 6 年 3 月

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会

【目 次】

1. 事業者の名称及び住所	1
2. 対象事業の名称、目的及び内容	1
2.1 事業の名称等	1
2.2 事業計画	1
2.3 事業の目的.....	7
2.4 工事計画	9
2.4.1 工事工程	9
2.4.2 工事用車両走行ルート	9
2.5 環境保全のための措置.....	11
3. 事後調査計画の内容	17
3.1 事後調査の方針.....	17
3.2 事後調査内容及び手法.....	17
3.3 事後調査の結果の記録及び結果の検証.....	21
3.3.1 騒音	21
3.3.2 振動	27
3.3.3 廃棄物等	31
3.3.4 陸域生態系	34
4. 事後調査結果の検討方法.....	36
5. 事後調査報告書の提出時期	36

1. 事業者の名称及び住所

事業者の名称 : 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会
代表者の氏名 : 会長 十倉 雅和
事務所の所在地 : 大阪市住之江区南港北一丁目 14 番 16 号

図書作成の受託者

株式会社 建設技術研究所
代表取締役社長 中村 哲己
東京都中央区日本橋浜町 3-21-1 (日本橋浜町Fタワー)

2. 対象事業の名称、目的及び内容

2.1 事業の名称等

事業の名称 : 2025 年日本国際博覧会 堺万博 P & R 駐車場
事業の種類 : 駐車施設 (2,000 台以上) の設置
事業計画の位置 : 堺市堺区築港八幡町地内及び匠町地内 (図 2.2.1~図 2.2.3 参照)

2.2 事業計画

事業計画の概要は、表 2.2.1 に示すとおりである。

表 2.2.1 事業計画の概要※

項目		概要
立地場所の概要	位置	堺市堺区築港八幡町地内及び匠町地内
	開発区域面積	約91,000m ²
	用途地域	工業専用地域
	地区計画	堺市南部大阪都市計画築港八幡地区地区計画 (一部の範囲)
施設の概要	主要用途	駐車施設
	駐車台数	約 2,000台
	供用予定期間	2025年4月から2025年10月まで
	想定来場者数	万博会場 : 約 2,820 万人(日来場者22.7万人/日) 事業計画地 (堺万博 P & R 駐車場) : 約 2,000台/日

※ 実施計画書時点から、駐車台数を 2,300 台から約 2,000 台に、回転率を 1.23 から 1.0 に見直している。

※ 数値は現時点の想定であり、今後の検討により変更となる可能性がある。



図 2.2.1 事業計画地位置図 (1/3)



(この地図は国土地理院の「電子地形(タイル)」を使用したものである。)

事業計画地



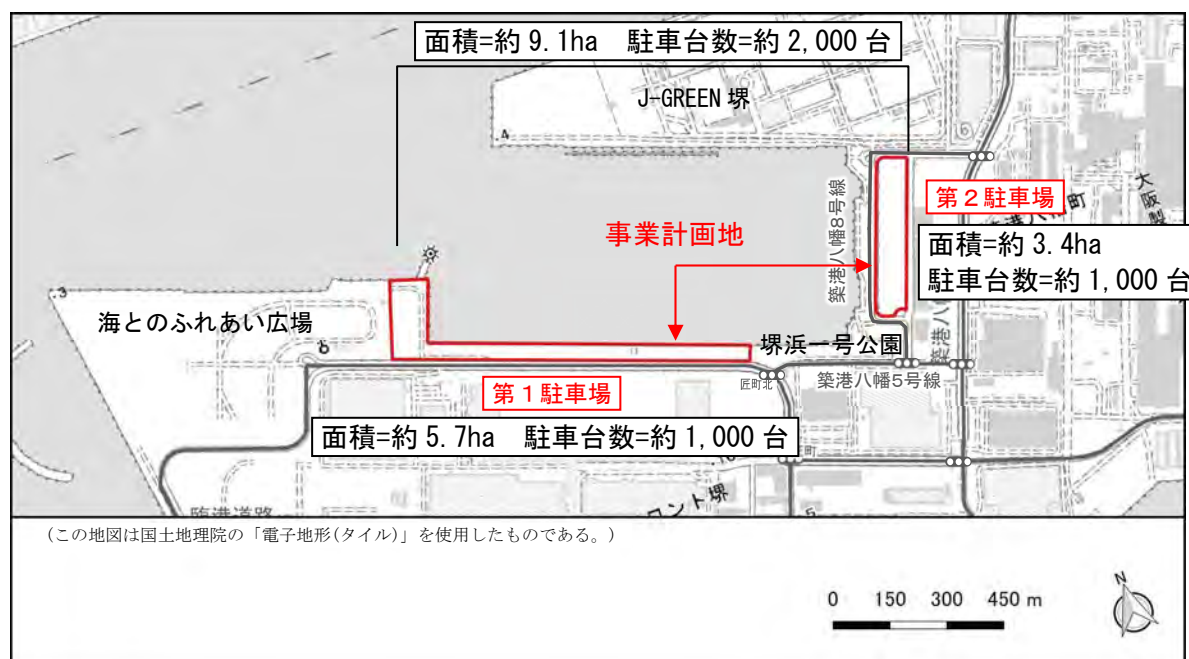
S=1 : 50,000



図 2.2.2 事業計画地位置図 (2/3)

(1) 施設配置計画

施設配置は、現況地形・施設等を活かした平面構造とし、図 2.2.3 に示す計画とした。



※ 配慮計画書以降の検討で、事業計画地の範囲を一部変更している。

図 2.2.3 全体施設配置計画図

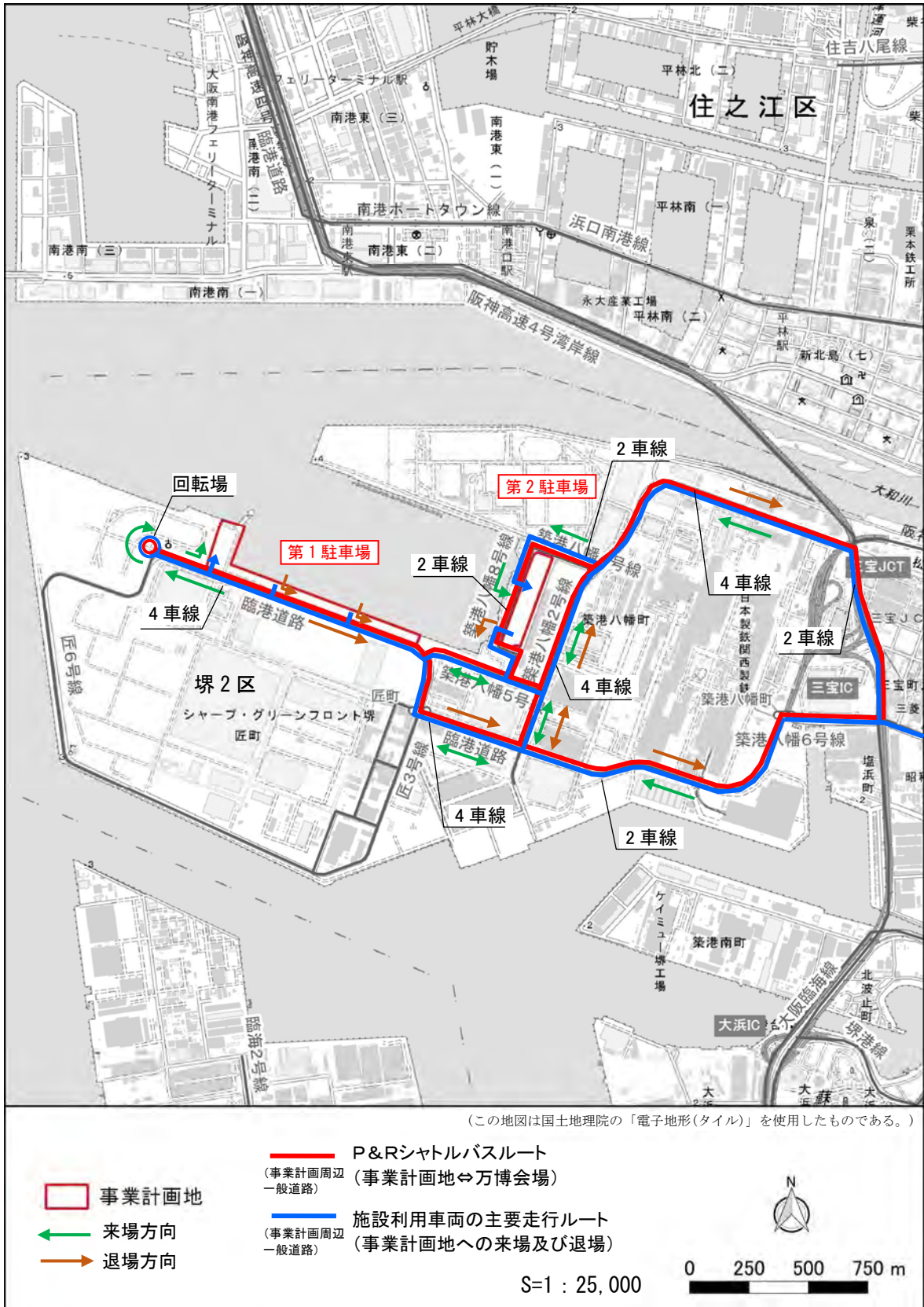
(2) 交通計画

事業計画地から万博会場まで輸送するP&Rシャトルバスルート、事業計画地へ来場及び退場する施設利用車両の主要走行ルートは、図 2.2.4 及び図 2.2.5 に示すとおりである。P&Rシャトルバスは、湾岸舞洲ICから三宝ICまでの区間の阪神高速4号・5号湾岸線と臨港道路、築港八幡2号線等を走行する計画である。施設利用者車両の来場・退場における主要走行ルートは、阪神高速6号大和川線を利用して三宝ICからアクセスするルートのほか、大阪臨海線等の一般道路を利用してアクセスするルートを想定している。



※ ルートは現時点の想定であり、関係者との調整や今後の事業計画の検討結果等により変更となる可能性がある。

図 2.2.4 事業計画地位置及び施設利用車両等の主要走行ルート図 (1/2)



※ルートは現時点の想定であり、関係者との調整や今後の事業計画の検討結果等により変更となる可能性がある。
 ※三宝 IC を左折する北回りルートと三宝 IC 南側の臨港道路を経由するルートとの適切な分担について、今後、関係機関と協議のうえ検討する。

図 2.2.5 P & Rシャトルバス及び施設利用車両の主要走行ルート図 (2/2)

2.3 事業の目的

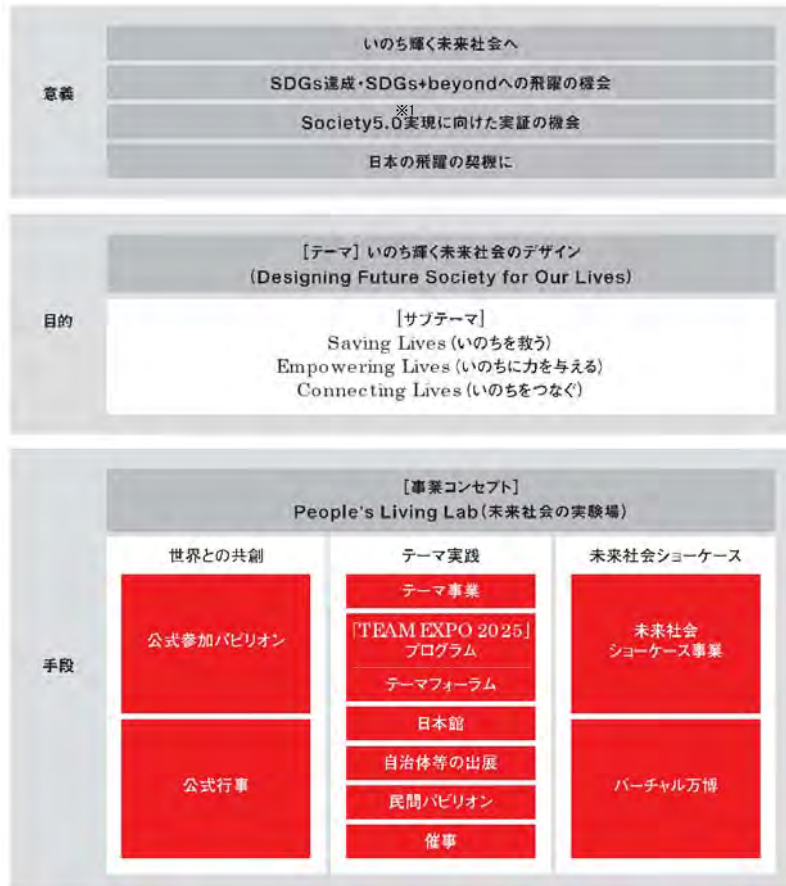
(1) 2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）の開催

本事業は、国際博覧会条約に基づき、2025年に大阪府大阪市において開催される「2025年日本国際博覧会」の会場外にパークアンドライド駐車場（P&R駐車場）を設置するものである。

2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」と言う。）は、『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとしている。このテーマは、人間一人ひとりが、自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続可能な社会を、世界が共創していくことを推し進めるものである。

また、本万博は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するものである。

さらに、本万博は、その会場を「未来社会の実験場」として、新たな技術やシステムを実証する場と位置づけることで、多様なプレーヤーによるイノベーションを誘発し、それらを社会実装していくための巨大な装置としていく。



(出典)2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）基本計画（2020年12月 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会）

※1：Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。具体的には、IoT（モノのインターネット）、AI（人工知能）、ロボティクス、ビッグデータ等の先端技術を活用して様々な世界的な課題を解決する超スマート社会の実現を目指す日本の国家的な取組である。

図 2.3.1 大阪・関西万博の事業構成

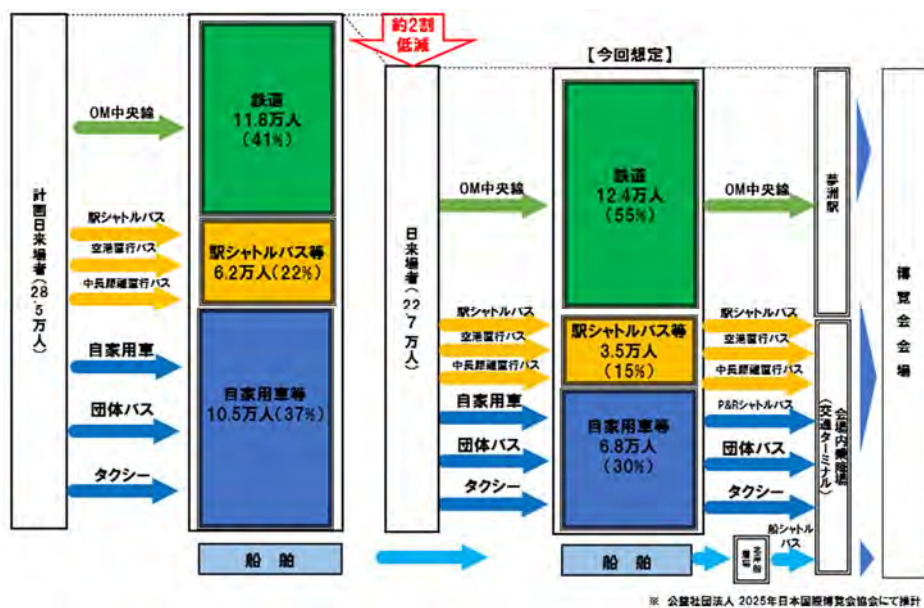
(2) 輸送計画

大阪・関西万博の想定来場者数 2,820 万人の円滑な来場を実現するために、鉄道・道路・海路・空路等の既存交通インフラを最大限活用したアクセスルートを計画している。各アクセスルートのバランスのとれた利用を図るため、ICT を活用し、各種誘導施策を展開するとともに、適切なルートや混雑状況等の情報を提供する。

また、大阪府内の企業へ時差出勤やテレワークの活用を呼びかけ、ピーク時間帯の交通負荷の軽減を図るとともに、鉄道やシャトルバスへの乗換が安全・円滑にできるよう、MaaS^{※2}等の新しい技術を積極的に取り入れながら、関係機関・事業者等と連携して混雑の解消に取り組む。

一般の自家用車については、会場から概ね 15km 圏内に設ける万博 P & R 駐車場でバスに乗り換えるパークアンドライド (P & R) 方式を採用し、夢洲への乗り入れは、原則として禁止し、会場周辺の交通混雑を回避する。万博 P & R 駐車場の配置については、万博来場者の出発地の分布や来場ルート等から、舞洲、尼崎、堺の 3 箇所を予定している。会場となる夢洲には、障がい者用駐車場、団体バス、駅シャトルバス、P & R シャトルバス及びタクシー等の乗降空間となる交通ターミナルを設ける計画である。

なお、愛知万博の実績を踏まえると、来場者は会期終盤に集中し、輸送機関のかかなりの負荷増大が想定される。このことから、入場券販売において、会期前半の料金割引入場券の販売等による需要平準化策が検討されており、これらの平準化策を実施すると日来場者数は当初想定していた 28.5 万人^{※3} から 2 割低減する 22.7 万人^{※4} と想定され、この値をベースに来場者輸送等の検討がなされている。



※2 : MaaS : Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人の個々の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となる。

※3 : 開催期間のうち上位 1 割の平均日來場者数。

※4 : 令和 5 年 6 月に入場チケットの券種及び価格が確定したことに伴い、日來場者数を 22.9 万人から 22.7 万人に見直した。

(出典)「大阪・関西万博来場者輸送具体方針 (アクションプラン) 第 3 版」(2023 年 11 月、2025 年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会)

図 2.3.2 輸送手段別想定来場者数

2.4 工事計画

2.4.1 工事工程

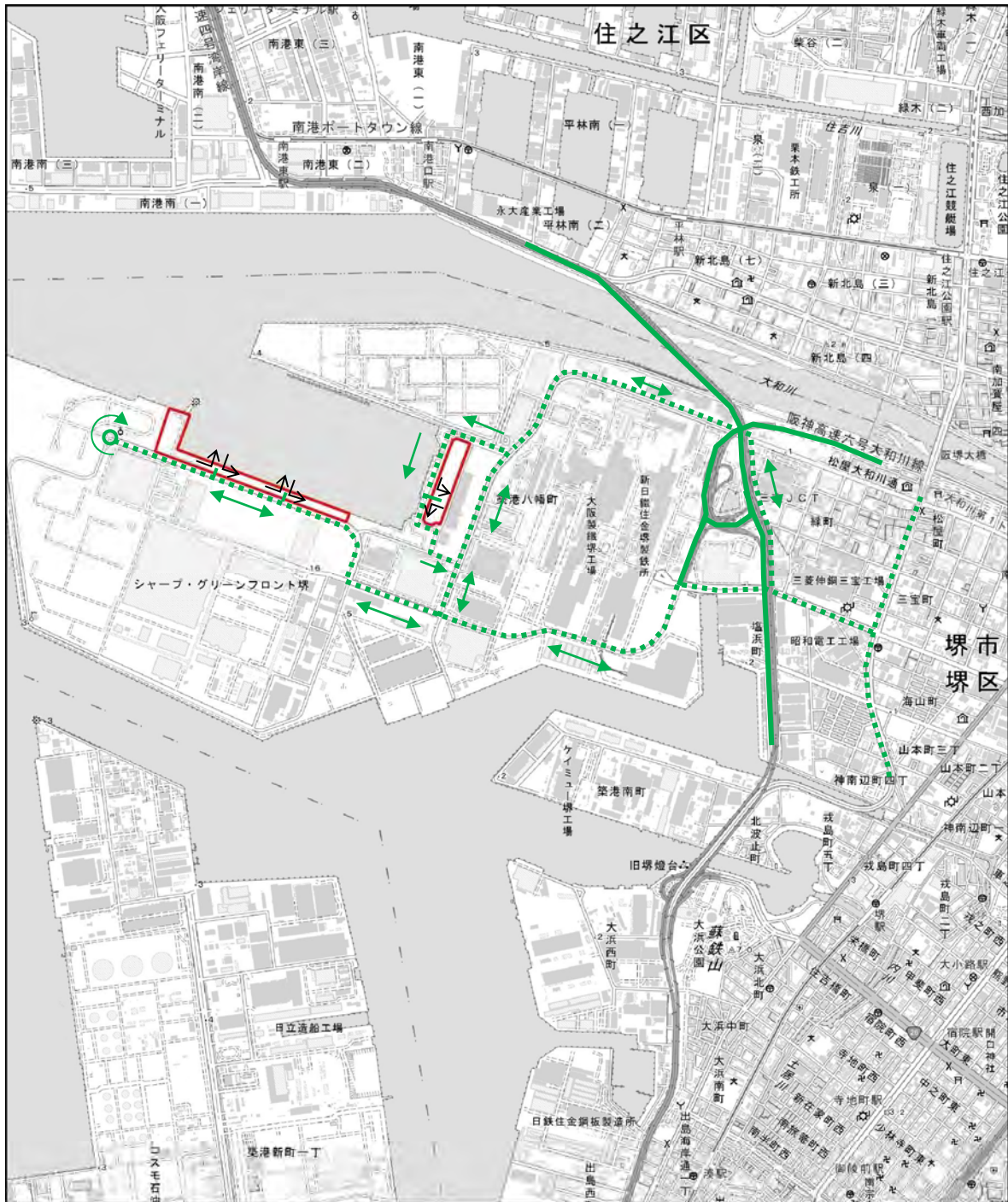
現況はほぼ平地であり、整備にあたり大規模な掘削工事や盛土工事は行わない。通路等を一部舗装し、乗降場や待合所・トイレ、管理運営施設等を整備する。会期終了後には舗装及び施設等の撤去を行い現状復旧する。工程は概ね表 2.4.1 に示すとおりである。

表 2.4.1 堺万博P & R駐車場の工事工程

工事内容	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
駐車場建設工事			■		
開催・供用期間				■	
解体工事（撤去・復旧）					■

2.4.2 工事用車両走行ルート

基本とする交通経路は、図 2.4.1 に示すとおりである。工事用車両は、主として阪神高速と幹線道路を使用する。



(この地図は国土地理院の「電子地形(タイル)」を使用したものである。)

事業計画地

工事用車両の主要走行ルート(高速道路)

工事用車両の主要走行ルート(一般道路)

S=1 : 30,000

0 250 500 750 m

※ルート・出入口は現時点の想定であり、関係者との調整や今後の事業計画の検討結果等により変更となる可能性がある。

図 2.4.1 工事用車両の主要走行ルート

2.5 環境保全のための措置

本事業による環境保全措置を表 2.5.1～表 2.5.6 に示す。

表 2.5.1 環境保全措置(1/6)

項目	環境保全措置の方針	環境保全措置の内容
大気質	・低公害バスの導入	<ul style="list-style-type: none"> 万博会場と事業計画地を往復するP&Rシャトルバスは、国の低排出ガス認定を受けた新車の導入など低公害型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。また、加速・減速の少ない運転やアイドリングストップなど運転手へのエコドライブの励行、回送の少ない効率的な運行を行う。
	・駐車場内における施設利用車両の環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場内の施設利用車両に対して、アイドリングストップの推進、空ふかし防止等呼びかける。 施設利用車両に対して案内看板等により敷地内を適切に誘導する。 施設利用車両に対して駐車マスの一部に自家用車向け充電器を設置する。
	・施設利用車両の交通量の抑制・分散	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用の呼びかけや、施設利用車両に関しては最寄りの阪神高速出口の利用を推奨し、推奨出口を利用した来場者の駐車料金を相対的に引き下げる等のインセンティブを検討する。 予約時に万博P&R駐車場の入庫時刻と退場する際のP&Rシャトルバスの乗車時刻を登録することにより、時間帯ごとの予約枠を道路交通容量以下に抑えたものにする等、交通量の抑制・分散を図る。
	・建設機械の稼働や工事用車両の走行における環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> 使用する建設機械は、可能な限り最新の排ガス対策型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。 工事の効率化・平準化により、工事用車両台数の削減、建設機械の同時稼働や高負荷運転の回避に努める。 工事用車両の走行や建設機械の稼働にあたっては、過積載の防止、積み荷の安定化、空ふかしの禁止、アイドリングストップの遵守等、適切な運行・施工を指導する。 工事用車両の走行ルートや時間帯は、道路規格、周辺道路の状況、住居の立地状況等に配慮し、効率的で環境負荷が小さくなるよう、計画的な運行管理を行う。
騒音	・低公害バスの導入	<ul style="list-style-type: none"> 万博会場と事業計画地を往復するP&Rシャトルバスは、国の低排出ガス認定を受けた新車の導入など低公害型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。また、加速・減速の少ない運転やアイドリングストップなど運転手へのエコドライブの励行、回送の少ない効率的な運行を行う。
	・駐車場内における施設利用車両の環境負荷低減	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場内の施設利用車両に対して、アイドリングストップの推進、空ふかし防止、低速走行等呼びかける。 施設利用車両に対して案内看板等により敷地内を適切に誘導する。 施設利用車両に対して駐車マスの一部に自家用車向け充電器を設置する。

表 2.5.2 環境保全措置(2/6)

項目	環境保全措置の方針	環境保全措置の内容
騒音	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用車両の交通量の抑制・分散 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用の呼びかけや、施設利用車両に関しては最寄りの阪神高速出口の利用を推奨し、推奨出口を利用した来場者の駐車料金を相対的に引き下げる等のインセンティブを検討する。 予約時に万博P&R駐車場の入庫時刻と退場する際のP&Rシャトルバスの乗車時刻を登録することにより、時間帯ごとの予約枠を道路交通容量以下に抑えたものにする等、交通量の抑制・分散を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働や工事用車両の走行における環境負荷の低減 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する建設機械は、可能な限り最新の低騒音型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。 工事の効率化・平準化に努め、工事用車両台数の削減、建設機械の同時稼働や高負荷運転の回避に努める。 工事用車両の走行や建設機械の稼働にあたっては、過積載の防止、積み荷の安定化、制限速度の遵守、空ふかしの禁止、アイドリングストップの遵守等、適切な運行・施工を指導する。 工事用車両の走行ルートや時間帯は、道路規格、周辺道路の状況、住居の立地状況等に配慮し、効率的で環境負荷が小さくなるよう、計画的な運行管理を行う。
振動	<ul style="list-style-type: none"> 低公害バスの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 万博会場と事業計画地を往復するP&Rシャトルバスは、国の低排出ガス認定を受けた新車の導入など低公害型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。また、加速・減速の少ない運転やアイドリングストップなど運転手へのエコドライブの励行、回送の少ない効率的な運行を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場内における施設利用車両の環境負荷低減 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場内の施設利用車両に対して、アイドリングストップの推進、空ふかし防止、低速走行等と呼びかける。 施設利用車両に対して案内看板等により敷地内を適切に誘導する。
	<ul style="list-style-type: none"> 車両乗り入れ時の振動抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用車両及び工事用車両の出入口は、可能な限り段差を低減し、振動の発生抑制に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用車両の交通量の抑制・分散 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用の呼びかけや、施設利用車両に関しては最寄りの阪神高速出口の利用を推奨し、推奨出口を利用した来場者の駐車料金を相対的に引き下げる等のインセンティブを検討する。 予約時に万博P&R駐車場の入庫時刻と退場する際のP&Rシャトルバスの乗車時刻を登録することにより、時間帯ごとの予約枠を道路交通容量以下に抑えたものにする等、交通量の抑制・分散を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働や工事用車両の走行における環境負荷の低減 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する建設機械は、可能な限り最新の低振動型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。 工事の効率化・平準化により、工事用車両台数の削減、建設機械の同時稼働や高負荷運転の回避に努める。 工事用車両の走行にあたっては、過積載の防止、積み荷の安定化、制限速度の遵守等、適切な運行を指導する。 工事用車両の走行ルートや時間帯は、道路規格、周辺道路の状況、住居の立地状況等に配慮し、効率的で環境負荷が小さくなるよう、計画的な運行管理を行う。

表 2.5.3 環境保全措置(3/6)

項目	環境保全措置の方針	環境保全措置の内容
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> 関連法令に基づく、工事着手前の関係機関との協議、手続きの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要届出管理区域内において土地の形質変更をする場合は、同条例第 81 条の 13 に基づき、土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を堺市長に届け出る。 土壌汚染対策法施行規則第 25 条、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 48 条の 27 で定義する土地の形質変更が 3,000 m²以上となる場合、以下の手続き等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法第 4 条第 1 項に基づき、土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を堺市長に届け出る。 大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 5 第 1 項に基づき、土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、土地における過去の管理有害物質の使用の状況その他の規則で定める事項について調査し、その結果を堺市長に報告する。
	<ul style="list-style-type: none"> 上記法例に基づく適切な対応（汚染土壌が確認された場合） 	
	<ul style="list-style-type: none"> 土壌の飛散等の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌の掘削に際しては、適宜散水を行う等、土砂の飛散防止に努める。 工事用車両の出場にあたっては、タイヤ等洗浄を実施し、付着した土壌の事業計画地からの持ち出しを防止する。 地表面は舗装等を行い、供用中の土砂への接触・飛散防止を図る。
光害	<ul style="list-style-type: none"> 適切な照明配置 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場内の照明は、直接光が敷地外へ届かない配置等を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> 漏れ光の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、遮光ルーバー付照明を設置することで、周辺への照射が最小限となるように配慮する。
陸域生態系	<ul style="list-style-type: none"> 走光性昆虫類の誘引抑制に配慮した照明施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 走光性昆虫類の誘引抑制に配慮した照明施設とするため、施設利用の安全性を確保しつつ、周辺への照射が最小限となる照明の配置や照度、点灯時間及び遮光ルーバー付き照明灯の設置等を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> 生物の生息・繁殖環境に配慮した工事計画 	<ul style="list-style-type: none"> 移動性が低い昆虫類の重要種であるツシマヒメサビキコリ、ジュウサンホシテントウについては、工事着手前にあらためて現地調査を実施し、捕獲された個体を場外で生息が確認された場所へ移動させる等の対策を行う。また、存置可能な草地は出来る限り保全する。 コチドリやケリの営巣時期に配慮し、工事工程の調整を行うとともに、工事着手直前に営巣有無の確認を行い、発見された場合は営巣区域への立ち入りを禁止する。

表 2.5.4 環境保全措置(4/6)

項目	環境保全措置の方針	環境保全措置の内容
人と自然との触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働による影響の低減 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する建設機械は、可能な限り最新の環境対策型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。 必要に応じて工事区域の周囲に仮囲いを設置し、事業計画地に隣接する人と自然との触れ合い活動の場への排ガス、騒音等の影響低減に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の走行による影響の低減 	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の走行ルートや時間帯は、道路規格、周辺道路の状況、人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス状況等を踏まえ、影響が小さくなるよう、計画的な運行管理を行い、必要に応じて警備員の配置を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーション利用が多い時期・時間帯への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 工事の効率化・平準化に努め、工事用車両台数をできる限り削減し、レクリエーション利用が多い時期・時間帯に配慮した施工計画とする。 工事期間中に生物共生型護岸で観察会等が行われる場合には、建設機械の稼働や工事用車両の場内走行について事前に主催者と調整を行い、利用の安全性を確保する。
	<ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合い活動の場へのアクセスに対する影響の低減 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等で、道路の渋滞状況や施設の利用状況をリアルタイムで確認でき、事前予約できるシステムの導入を検討する。 事業計画地を利用する車両の出入りについては、交通誘導員等による適切な誘導を行い、周辺道路の渋滞をできる限り生じさせないように配慮する。 予約時に万博P&R駐車場の入庫時刻と退場する際のP&Rシャトルバスの乗車時刻を登録することにより、時間帯ごとの予約枠を道路交通容量以下に抑えたものにする等、交通量の抑制・分散を図る。 生物共生型護岸の周辺は、施設利用車両の走行・駐車を行わない計画であるが、施設の供用中に観察会等のイベントが開催できるように門扉等を設置し、アクセスを確保する。
地球環境 (地球温暖化)	<ul style="list-style-type: none"> 低公害バスの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 万博会場と事業計画地を往復するP&Rシャトルバスは、国の燃費基準を達成した新車の導入など低公害型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。また、加速・減速の少ない運転やアイドリングストップなど運転手へのエコドライブの励行、回送の少ない効率的な運行を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場内における施設利用車両の環境負荷の低減 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場内の施設利用車両に対して、アイドリングストップの推進、空ふかし防止等を呼びかける。 施設利用車両に対して案内看板等により敷地内を適切に誘導する。 施設利用車両に対して駐車マスの一部に自家用車向け充電器を設置する。
	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場施設の環境負荷の低減 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場照明灯は、利用者の安全性、快適性を確保できる効率的な配置・点灯時間とし、消費電力を抑えられるLED灯を採用する。 管理運営施設は、省エネ型の空調機器、電灯等を採用し、適切な機器運転に努める。

表 2.5.5 環境保全措置(5/6)

項目	環境保全措置の方針	環境保全措置の内容
地球環境 (地球温暖化)	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用車両の交通量の抑制・分散 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用の呼びかけや、施設利用車両に関しては最寄りの阪神高速出口の利用を推奨し、推奨出口を利用した来場者の駐車料金を相対的に引き下げる等のインセンティブを検討する。 予約時に万博P&R駐車場の入庫時刻と退場する際のP&Rシャトルバスの乗車時刻を登録することにより、時間帯ごとの予約枠を道路交通容量以下に抑えたものにする等、交通量の抑制・分散を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働や工事用車両の走行における環境負荷の低減 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する建設機械は、可能な限り最新の排ガス対策型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。 工事の効率化・平準化により、工事用車両台数の削減、建設機械の同時稼働や高負荷運転の回避に努める。 工事用車両の走行や建設機械の稼働にあたっては、過積載の防止、積み荷の安定化、空ふかしの禁止、アイドリングストップの遵守等、適切な運行・施工を指導する。 工事用車両の走行ルートや時間帯は、道路規格、周辺道路の状況、住居の立地状況等に配慮し、効率的で環境負荷が小さくなるよう、計画的な運行管理を行う。
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生材の減量化や再資源化等の適切な処理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適切な措置を講じる。 掘削土は、可能な限り場内の埋戻し土として利用し、建設発生土の発生抑制を図る。 施設は、可能な限りリース品等を活用し、廃棄物の発生抑制を図る。 掘削時に埋設廃棄物が存在した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、適正に処分する。 最新の「建設リサイクル推進計画」（国土交通省）が掲げる再資源化率等の目標を達成するように努める。

表 2.5.6 環境保全措置(6/6)

項目	環境保全措置の方針	環境保全措置の内容
安全 (交通)	<ul style="list-style-type: none"> 施設（駐車場）の出入口での警備員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両や施設利用車両の出入口付近には、誘導員を適宜配置し、交通事故の防止に努める。 夜間や休日には工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないように出入口に施錠する等の対策を講じる。
	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用車両の交通量の抑制・分散 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用の呼びかけや、施設利用車両に関しては最寄りの阪神高速出口の利用を推奨し、推奨出口を利用した来場者の駐車料金を相対的に引き下げる等のインセンティブを検討する。事業計画地周辺には、施設利用車両を適切に誘導する案内看板や誘導員を適切に配置する。 予約時に万博P&R駐車場の入庫時刻と退場する際のP&Rシャトルバスの乗車時刻を登録することにより、時間帯ごとの予約枠を道路交通容量以下に抑えたものにする等、交通量の抑制・分散を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用車両の適切な誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地周辺には、施設利用車両を適切に誘導する案内看板や誘導員を適切に配置する。 駐車場内においては施設利用車両を奥から埋めていくなど、車両と歩行者が交錯しない運用を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用車両の速度超過抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場周辺や駐車場内を走行する施設利用車両に対して、制限速度の遵守を呼びかける。
	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の計画的な運行管理 	<ul style="list-style-type: none"> 工事の効率化・平準化に努め、工事用車両台数をできる限り削減する。 工事用車両の走行に関しては、走行ルートや制限速度の遵守等、適切な運行を指導する。

3. 事後調査計画の内容

3.1 事後調査の方針

本事業の実施が事業実施区域周辺の環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行った結果、環境の現況を著しく悪化させることはないものとする。

ただし、本事業の実施による環境への影響の予測及び環境保全措置の不確実性の補完、環境保全措置の実施状況や効果の確認を行うため、事後調査を行う計画とする。

事後調査の結果、事業の実施により顕著な環境影響があると認められた場合には、堺市の関係機関と協議の上、適切に対応するものとする。

事後調査の結果については、堺市環境影響評価条例第 41 条の規定に基づき事後調査報告書としてとりまとめ堺市長に提出する。

3.2 事後調査内容及び手法

事後調査の内容及び手法は、表 3.2.1 及び表 3.2.2 に示すとおり、工事中においては、建設作業騒音・振動及び道路交通騒音・振動・交通量等について、それぞれ敷地境界、工事用車両の主要な走行ルート沿道において調査を行う。また、工事により発生する廃棄物・建設発生土の量について集計を行う。さらに、工事着手前には、鳥類の繁殖に対して事業計画地内で実施する環境保全措置の実施状況を確認するとともに、重要な昆虫類に対する環境保全措置として事業計画地での捕獲・移動を行う。

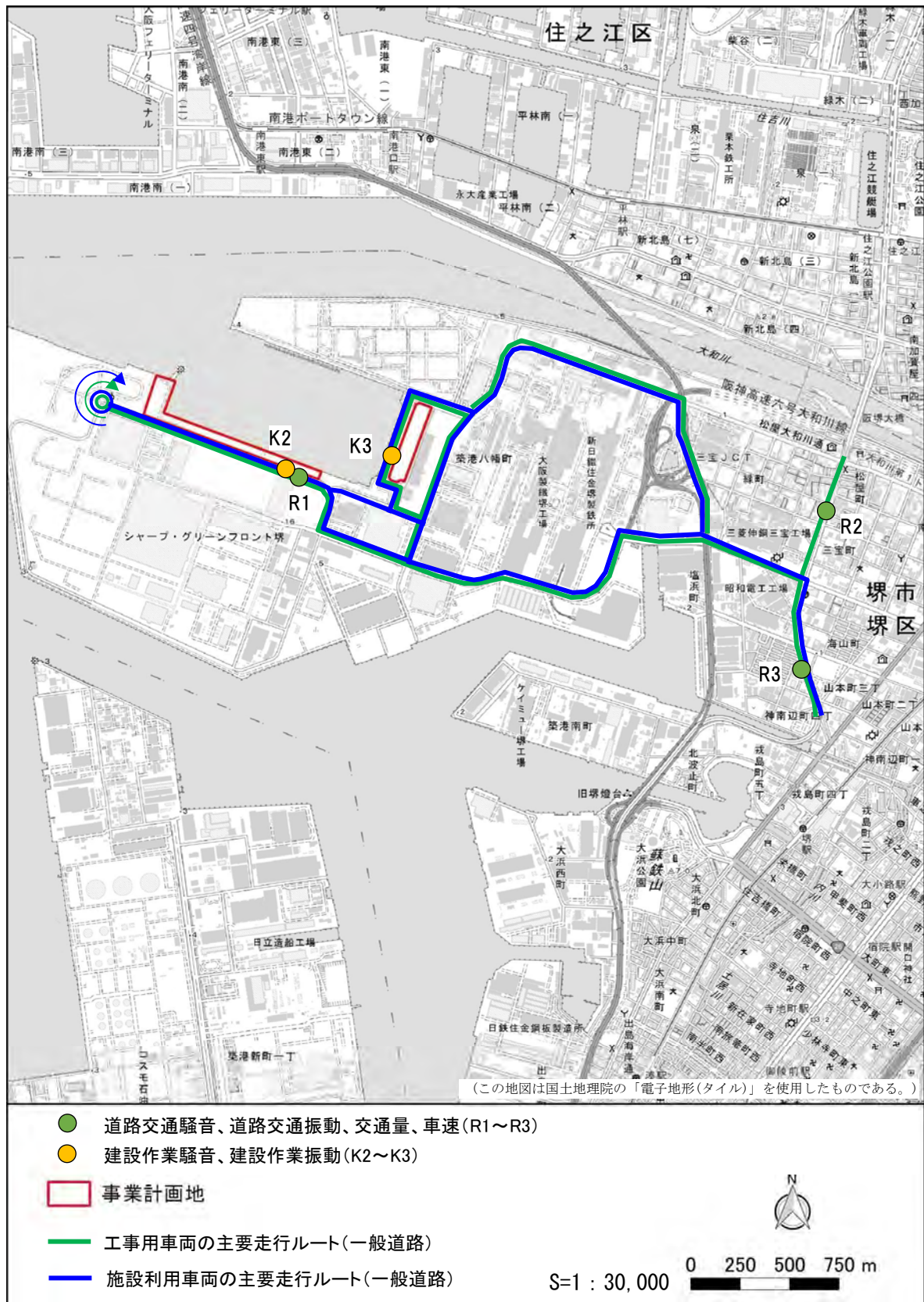
施設の利用においては、道路交通騒音・振動・交通量について、事業計画地周辺及び施設利用車両の主要な走行ルート沿道等において調査を行う。また、施設の供用により発生する廃棄物の量について集計を行う。

表 3.2.1 事後調査内容及び手法（工事中）

調査項目		調査方法	調査時期・頻度	調査地域・地点
騒音	道路交通騒音 交通量・車速	【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」に定める調査方法及び目視観測等による方法	建設・解体工事期間中における影響最大月にそれぞれ1日 (工事関連車両通行時間帯等)	3地点 (走行ルート沿道)
	建設作業騒音	【現地調査】 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法	建設・解体工事期間中における影響最大月にそれぞれ1日 (工事時間帯)	2地点 (事業計画地敷地境界)
振動	道路交通振動	【現地調査】 「振動規制法施行規則」に定める方法	建設・解体工事期間中における影響最大月にそれぞれ1日 (工事関連車両通行時間帯等)	3地点 (走行ルート沿道)
	建設作業振動		建設・解体工事期間中における影響最大月にそれぞれ1日 (工事時間帯)	2地点 (事業計画地敷地境界)
廃棄物等	廃棄物	【資料調査】 廃棄物の処理実績を集計	建設・解体工事期間中に月単位で種類別に集計	事業計画地
	建設発生土	【資料調査】 建設発生土の量を集計	建設・解体工事期間中に集計	事業計画地
陸域生態系	重要な鳥類 に対する保全措置の実施状況	【現地調査】 繁殖状況の目視確認	工事着手前 1回	事業計画地 (第2駐車場)
	重要な昆虫類 の捕獲・移動	【現地調査】 任意採集法（見つけ採り・スウィーピング・目撃）・ ベイトトラップ法（2地点） 〔保全範囲以外で捕獲した個体は、既往調査で生息が確認された事業計画地近接箇所へ移動〕	工事着手前 2回	事業計画地

表 3.2.2 事後調査内容及び手法（施設供用時）

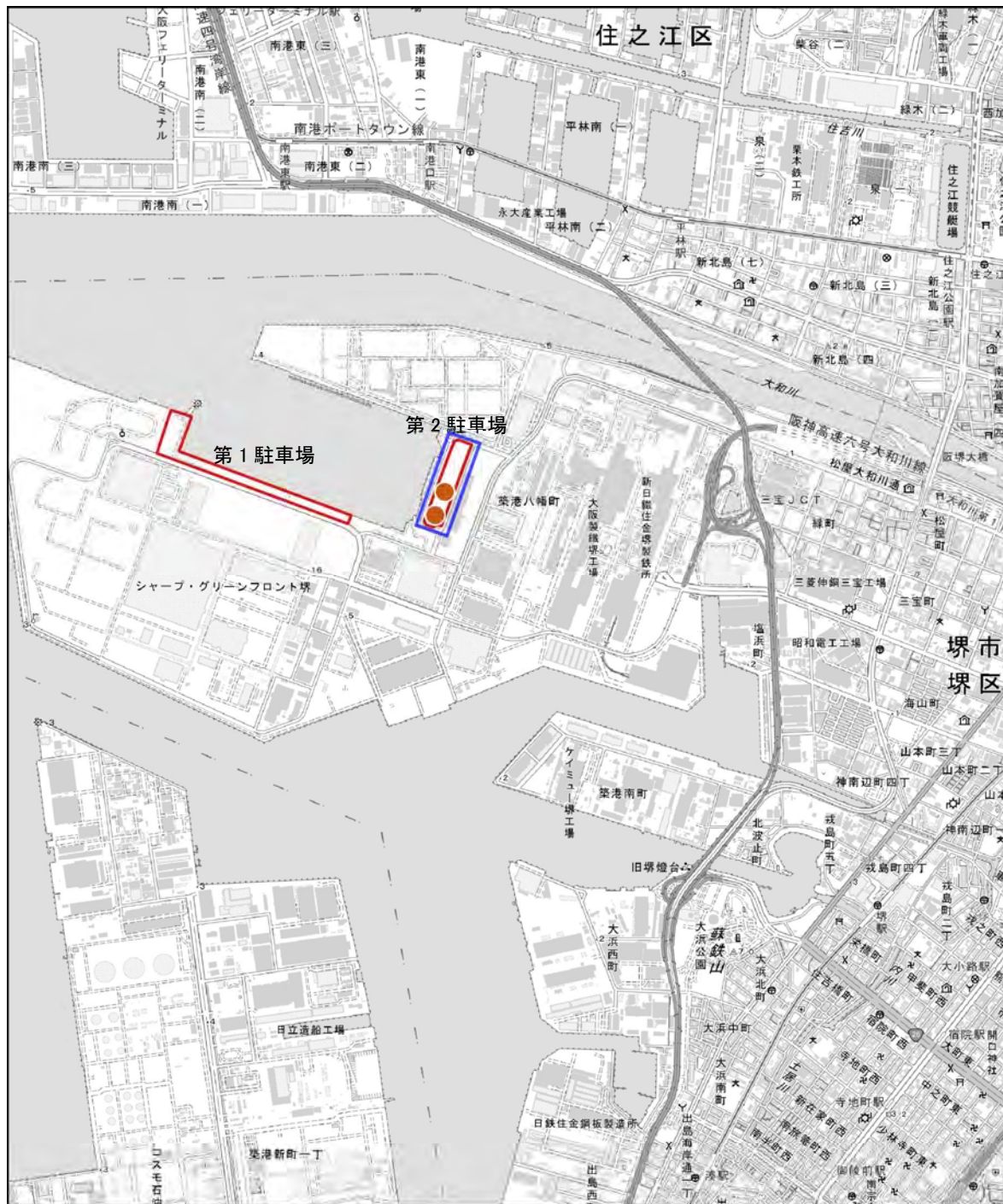
調査項目		調査方法	調査時期・頻度	調査地域・地点
騒音	道路交通騒音 交通量・車速	【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」に定める調査方法及び目視観測等による方法	開催期間中の影響最大月に1日	3地点 (走行ルート沿道)
振動	道路交通振動	【現地調査】 「振動規制法施行規則」に定める方法	開催期間中の影響最大月に1日	3地点 (走行ルート沿道)
廃棄物等	廃棄物	【資料調査】 廃棄物の処理実績を集計	開催期間中に月単位で種類別に集計	事業計画地



※主要走行ルートは現時点の想定であり、関係者との調整や今後の事業計画の検討結果等により変更となる可能性がある。

※地点 R2 は、施設利用車両の主要走行ルート外であるが参考として開催期間中も調査を行う。

図 3.2.1 調査位置図(騒音・振動)



(この地図は国土地理院の「電子地形(タイル)」を使用したものである。)

- 事業計画地 重要な昆虫類調査範囲
- 昆虫類ベイトトラップ地点
- 重要な鳥類調査範囲(第2駐車場のみ)



S=1 : 25,000

0 250 500 750 m

図 3.2.2 調査位置図 (重要な昆虫類・鳥類)

3.3 事後調査の結果の記録及び結果の検証

事後調査の結果は、対象項目ごとに、あらかじめ定めた記録様式に記入し、その結果の検証は、対象事業の実施状況、評価の指針等を勘案して行うものとする。

該当事業が原因で環境保全上問題があると認められた場合には、適切な措置を講じることとする。

また、評価書に記載の環境保全措置の履行状況については記載様式（別紙1）に、その他市長意見等（準備審査書）に対する事業者の見解についての履行状況は、記載様式（別紙2）に記入し、事後調査結果とあわせて報告するものとする。

3.3.1 騒音

騒音に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 3.3.1～表 3.3.19 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 3.3.1 建設作業騒音に係る事後調査結果の記載様式例(1)（建設工事期間中の影響最大月）

調査地点	時間区分	調査日時	調査時の主な工種	騒音レベル L _{A5} (dB)	規制基準値 (dB)
地点 K2	工事 時間帯	令和 年 月 日 () 時～ 時			85
地点 K3	工事 時間帯	令和 年 月 日 () 時～ 時			85

(注 1) 騒音レベルは、工事時間帯における騒音レベルの 90%レンジの上端値 (L_{A5}) とする。

(注 2) 地点 K2, 地点 K3 を含む事業計画地周辺は、工業専用地域であり、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の区域」の指定は行われていないが、周辺に保全対象（社員寮）が立地していることから、土地利用の動向等より勘案し、特定建設作業に係る騒音の規制基準値との比較を行っている。

表 3.3.2 建設作業騒音に係る事後調査結果の記載様式例(2)（建設工事期間中の影響最大月）

時間帯	観測時間	地点 K2	地点 K3
		L _{A5} (dB)	L _{A5} (dB)
工事 時間帯	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

(注 1) 騒音レベルは、工事時間帯における騒音レベルの 90%レンジの上端値 (L_{A5}) とする。

表 3.3.3 建設作業騒音に係る事後調査結果の記載様式例(1) (解体工事期間中の影響最大月)

調査地点	時間区分	調査日時	調査時の主な工種	騒音レベル L _{A5} (dB)	規制基準値 (dB)
地点 K2	工事 時間帯	令和 年 月 日 () 時～ 時			85
地点 K3	工事 時間帯	令和 年 月 日 () 時～ 時			85

(注 1) 騒音レベルは、工事時間帯における騒音レベルの 90%レンジの上端値 (L_{A5}) とする。

(注 2) 地点 K2, 地点 K3 を含む事業計画地周辺は、工業専用地域であり、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の区域」の指定は行われていないが、周辺に保全対象 (社員寮) が立地していることから、土地利用の動向等より勘案し、特定建設作業に係る騒音の規制基準値との比較を行っている。

表 3.3.4 建設作業騒音に係る事後調査結果の記載様式例(2) (解体工事期間中の影響最大月)

時間帯	観測時間	地点 K2	地点 K3
		L _{A5} (dB)	L _{A5} (dB)
工事 時間帯	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

(注 1) 騒音レベルは、工事時間帯における騒音レベルの 90%レンジの上端値 (L_{A5}) とする。

表 3.3.5 道路交通騒音に係る事後調査結果の記載様式例(1) (建設工事期間中の影響最大月)

調査地点	調査日時	騒音レベル L _{Aeq} (dB)	環境基準値 (dB)
地点 R1	令和 年 月 日 () 時～ 時		65
地点 R2	令和 年 月 日 () 時～ 時		70
地点 R3	令和 年 月 日 () 時～ 時		70

(注 1) 騒音レベルは、工事時間帯を含む昼間の等価騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

(注 2) 地点 R1 を含む事業計画地周辺は、工業専用地域であり、環境基準の種類を当てはめる地域の指定は行われていないが、周辺に保全対象 (社員寮) が立地していることから、土地利用の動向及び道路の車線数等より勘案し、環境基準値との比較を行っている。

表 3.3.6 道路交通騒音に係る事後調査結果の記載様式例(2) (建設工事期間中の影響最大月)

時間帯	観測時間	地点 R1	地点 R2	地点 R3
		L _{Aeq} (dB)	L _{Aeq} (dB)	L _{Aeq} (dB)
工事 時間帯	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			

(注1) 騒音レベルは、工事時間帯を含む等価騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

表 3.3.7 道路交通騒音に係る事後調査結果の記載様式例(1) (開催期間中の影響最大月)

調査地点	時間区分	調査日時	騒音レベル L _{Aeq} (dB)	環境基準値 (dB)
地点 R1	昼間	令和 年 月 日 ()		65
	夜間	時～ 時		60
地点 R2	昼間	令和 年 月 日 ()		70
	夜間	時～ 時		65
地点 R3	昼間	令和 年 月 日 ()		70
	夜間	時～ 時		65

(注1) 騒音レベルは、昼間 (6:00～22:00) 及び夜間 (22:00～6:00) における等価騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

(注2) 地点 R1 を含む事業計画地周辺は、工業専用地域であり、環境基準の類型を当てはめる地域の指定は行われていないが、周辺に保全対象(社員寮)が立地していることから、土地利用の動向及び道路の車線数等より勘案し、環境基準値との比較を行っている。

(注3) 地点 R2 は施設利用車両の主要走行ルートではないが、現況の騒音レベルが環境基準を超過していることを勘案し、開催期間中の騒音影響を把握するため参考値として調査を行う。

表 3.3.8 道路交通騒音に係る事後調査結果の記載様式例(2) (開催期間中の影響最大月)

時間帯	観測時間	地点 R1	地点 R2	地点 R3
		L _{Aeq} (dB)	L _{Aeq} (dB)	L _{Aeq} (dB)
昼間	～			
	～			
	…			
	～			
	～			
夜間	～			
	～			
	…			
	～			
	～			

(注1) 騒音レベルは、昼間 (6:00～22:00) 及び夜間 (22:00～6:00) における等価騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

表 3.3.9 道路交通騒音に係る事後調査結果の記載様式例(1) (解体工事期間中の影響最大月)

調査地点	調査日時	騒音レベル L _{Aeq} (dB)	環境基準値 (dB)
地点 R1	令和 年 月 日 () 時～ 時		65
地点 R2	令和 年 月 日 () 時～ 時		70
地点 R3	令和 年 月 日 () 時～ 時		70

(注1) 騒音レベルは、工事時間帯を含む昼間の等価騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

(注2) 地点 R1 を含む事業計画地周辺は、工業専用地域であり、環境基準の種類を当てはめる地域の指定は行われていないが、周辺に保全対象(社員寮)が立地していることから、土地利用の動向及び道路の車線数等より勘案し、環境基準値との比較を行っている。

表 3.3.10 道路交通騒音に係る事後調査結果の記載様式例(2) (解体工事期間中の影響最大月)

時間帯	観測時間	地点 R1	地点 R2	地点 R3
		L _{Aeq} (dB)	L _{Aeq} (dB)	L _{Aeq} (dB)
工事 時間帯	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			

(注1) 騒音レベルは、工事時間帯を含む等価騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

表 3.3.11 交通量に係る事後調査結果の記載様式例(1) (建設工事期間中の影響最大月)

調査地点	調査日	時間区分	交通量 (台)					
						内工事用車両		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
地点 R1	令和 年 月 日 ()	工事 時間帯						
地点 R2	令和 年 月 日 ()	工事 時間帯						
地点 R3	令和 年 月 日 ()	工事 時間帯						

表 3.3.12 車速に係る事後調査結果の記載様式例（建設工事期間中の影響最大月）

調査地点	調査日	時間区分	平均車速 (km/h)			
			〇〇行き		〇〇行き	
			小型車	大型車	小型車	大型車
地点 R1	令和 年 月 日 ()	工事 時間帯				
地点 R2	令和 年 月 日 ()	工事 時間帯				
地点 R3	令和 年 月 日 ()	工事 時間帯				

表 3.3.13 交通量・車速に係る事後調査結果の記載様式例(2)（建設工事期間中の影響最大月）

(地点 R1)

時間帯	時間交通量 (台/h)				車速 (km/h)
	小型車	大型車	二輪車	合計	
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
合計					

表 3.3.14 交通量に係る事後調査結果の記載様式例(1)（開催期間中の影響最大月）

調査地点	調査日	時間区分	交通量 (台)		
			小型車	大型車	合計
地点 R1	令和 年 月 日 ()	昼間			
		夜間			
地点 R2	令和 年 月 日 ()	昼間			
		夜間			
地点 R3	令和 年 月 日 ()	昼間			
		夜間			

(注 1) 地点 R2 は施設利用車両の主要走行ルートではないが、現況の騒音レベルが環境基準を超過していることを勘案し、開催期間中の交通量の動向を把握するため参考値として調査を行う。

表 3.3.15 車速に係る事後調査結果の記載様式例（開催期間中の影響最大月）

調査地点	調査日	時間区分	平均車速 (km/h)			
			〇〇行き		〇〇行き	
			小型車	大型車	小型車	大型車
地点 R1	令和 年 月 日 ()	昼間				
		夜間				
地点 R2	令和 年 月 日 ()	昼間				
		夜間				
地点 R3	令和 年 月 日 ()	昼間				
		夜間				

(注 1) 地点 R2 は施設利用車両の主要走行ルートではないが、現況の騒音レベルが環境基準を超過していることを勘案し、開催期間中の車速の動向を把握するため参考値として調査を行う。

表 3.3.16 交通量・車速に係る事後調査結果の記載様式例(2)（開催期間中の影響最大月）

(地点 R1)

時間帯	時間交通量 (台/h)				車速 (km/h)
	小型車	大型車	二輪車	合計	
～					
～					
～					
～					
…					
～					
～					
～					
～					
～					
合計					

表 3.3.17 交通量に係る事後調査結果の記載様式例(1)（解体工事期間中の影響最大月）

調査地点	調査日	時間区分	交通量 (台)					
						内工事用車両		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
地点 R1	令和 年 月 日 ()	工事 時間帯						
地点 R2	令和 年 月 日 ()	工事 時間帯						
地点 R3	令和 年 月 日 ()	工事 時間帯						

表 3.3.18 車速に係る事後調査結果の記載様式例（解体工事期間中の影響最大月）

調査地点	調査日	時間区分	平均車速 (km/h)			
			〇〇行き		〇〇行き	
			小型車	大型車	小型車	大型車
地点 R1	令和 年 月 日 ()	工事 時間帯				
地点 R2	令和 年 月 日 ()	工事 時間帯				
地点 R3	令和 年 月 日 ()	工事 時間帯				

表 3.3.19 交通量・車速に係る事後調査結果の記載様式例(2)（解体工事期間中の影響最大月）

(地点 R1)

時間帯	時間交通量 (台/h)				車速 (km/h)
	小型車	大型車	二輪車	合計	
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
合計					

3.3.2 振動

振動に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 3.3.20～表 3.3.29 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 3.3.20 建設作業振動に係る事後調査結果の記載様式例(1)（建設工事期間中の影響最大月）

調査地点	時間区分	調査日時	調査時の主な工種	振動レベル L ₁₀ (dB)	規制基準値 (dB)
地点 K2	工事 時間帯	令和 年 月 日 () 時～ 時			75
地点 K3	工事 時間帯	令和 年 月 日 () 時～ 時			75

(注 1) 振動レベルは、工事時間帯における振動レベルの 80%レンジの上端値 (L₁₀) とする。

(注 2) 地点 K2, 地点 K3 を含む事業計画地周辺は、工業専用地域であり、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準の区域」の指定は行われていないが、周辺に保全対象（社員寮）が立地していることから、土地利用の動向等より勘案し、2号区域（工業地域等）の規制基準値との比較を行っている。

表 3.3.21 建設作業振動に係る事後調査結果の記載様式例(2) (建設工事期間中の影響最大月)

時間帯	観測時間	地点 K2	地点 K3
		L ₁₀ (dB)	L ₁₀ (dB)
工事 時間帯	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

(注1) 振動レベルは、工事時間帯における振動レベルの80%レンジの上端値 (L₁₀) とする。

表 3.3.22 建設作業振動に係る事後調査結果の記載様式例(1) (解体工事期間中の影響最大月)

調査地点	時間区分	調査日時	調査時の主な工種	振動レベル L ₁₀ (dB)	規制基準値 (dB)
地点 K2	工事 時間帯	令和 年 月 日 () 時～ 時			75
地点 K3	工事 時間帯	令和 年 月 日 () 時～ 時			75

(注1) 振動レベルは、工事時間帯における振動レベルの80%レンジの上端値 (L₁₀) とする。

(注2) 地点 K2, 地点 K3 を含む事業計画地周辺は、工業専用地域であり、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準の区域」の指定は行われていないが、周辺に保全対象(社員寮)が立地していることから、土地利用の動向等より勘案し、2号区域(工業地域等)の規制基準値との比較を行っている。

表 3.3.23 建設作業振動に係る事後調査結果の記載様式例(2) (解体工事期間中の影響最大月)

時間帯	観測時間	地点 K2	地点 K3
		L ₁₀ (dB)	L ₁₀ (dB)
工事 時間帯	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

(注1) 振動レベルは、工事時間帯における振動レベルの80%レンジの上端値 (L₁₀) とする。

表 3.3.24 道路交通振動に係る事後調査結果の記載様式例(1) (建設工事期間中の影響最大月)

調査地点	調査日時	振動レベル L ₁₀ (dB)	要請限度 (dB)
地点 R1	令和 年 月 日 () 時～ 時		70
地点 R2	令和 年 月 日 () 時～ 時		65
地点 R3	令和 年 月 日 () 時～ 時		65

- (注 1) 振動レベルは、工事時間帯を含む昼間の振動レベルの 80%レンジの上端値 (L₁₀) とする。
 (注 2) 地点 R1 を含む事業計画地周辺は、工業専用地域であり、「道路交通振動の要請限度」に関する区域の区分の指定は行われていないが、周辺に保全対象 (社員寮) が立地していることから、土地利用の動向を勘案し、第 2 種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域) の要請限度との比較を行う。
 (注 3) 地点 R2、R3 は第一種住居地域であるため第 1 種区域の要請限度を適用する。

表 3.3.25 道路交通振動に係る事後調査結果の記載様式例(2) (建設工事期間中の影響最大月)

時間帯	観測時間	地点 R1	地点 R2	地点 R3
		L ₁₀ (dB)	L ₁₀ (dB)	L ₁₀ (dB)
工事 時間帯	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			

- (注 1) 振動レベルは、工事時間帯を含む振動レベルの 80%レンジの上端値 (L₁₀) とする。

表 3.3.26 道路交通振動に係る事後調査結果の記載様式例(1) (開催期間中の影響最大月)

調査地点	時間 区分	調査日時	振動レベル L ₁₀ (dB)	要請限度 (dB)
地点 R1	昼間	令和 年 月 日 ()		70
	夜間	時～ 時		65
地点 R2	昼間	令和 年 月 日 ()		65
	夜間	時～ 時		60
地点 R3	昼間	令和 年 月 日 ()		65
	夜間	時～ 時		60

- (注 1) 振動レベルは、昼間 (6:00～21:00) 及び夜間 (21:00～6:00) における振動レベルの 80%レンジの上端値 (L₁₀) とする。
 (注 2) 地点 R1 を含む事業計画地周辺は、工業専用地域であり、「道路交通振動の要請限度」に関する区域の区分の指定は行われていないが、周辺に保全対象 (社員寮) が立地していることから、土地利用の動向を勘案し、第 2 種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域) の要請限度との比較を行う。
 (注 3) 地点 R2、R3 は第一種住居地域であるため第 1 種区域の要請限度を適用する。
 (注 4) 地点 R2 は施設利用車両の主要走行ルートではないが、開催期間中の振動影響を把握するため参考値として調査を行う。

表 3.3.27 道路交通振動に係る事後調査結果の記載様式例(2) (開催期間中の影響最大月)

時間帯	観測時間	地点 R1	地点 R2	地点 R3
		L ₁₀ (dB)	L ₁₀ (dB)	L ₁₀ (dB)
昼間	～			
	～			
	…			
	～			
	～			
夜間	～			
	～			
	…			
	～			
	～			

(注1) 振動レベルは、昼間 (6:00～21:00) 及び夜間 (21:00～6:00) における振動レベルの 80%レンジの上端値 (L₁₀) とする。

表 3.3.28 道路交通振動に係る事後調査結果の記載様式例(1) (解体工事期間中の影響最大月)

調査地点	調査日時	振動レベル L ₁₀ (dB)	要請限度 (dB)
地点 R1	令和 年 月 日 () 時～ 時		70
地点 R2	令和 年 月 日 () 時～ 時		65
地点 R3	令和 年 月 日 () 時～ 時		65

(注1) 振動レベルは、工事時間帯を含む昼間の振動レベルの 80%レンジの上端値 (L₁₀) とする。

(注2) 地点 R1 を含む事業計画地周辺は、工業専用地域であり、「道路交通振動の要請限度」に関する区域の区分の指定は行われていないが、周辺に保全対象 (社員寮) が立地していることから、土地利用の動向を勘案し、第2種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域) の要請限度との比較を行う。

(注3) 地点 R2、R3 は第一種住居地域であるため第1種区域の要請限度を適用する。

表 3.3.29 道路交通振動に係る事後調査結果の記載様式例(2) (解体工事期間中の影響最大月)

時間帯	観測時間	地点 R1	地点 R2	地点 R3
		L ₁₀ (dB)	L ₁₀ (dB)	L ₁₀ (dB)
工事 時間帯	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			

(注1) 振動レベルは、工事時間帯を含む振動レベルの 80%レンジの上端値 (L₁₀) とする。

3.3.3 廃棄物等

廃棄物等に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 3.3.30～表 3.3.32 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 3.3.30 廃棄物等に係る事後調査結果の記載様式例（建設工事期間）

項目		廃棄物発生量（建設工事期間）						再生利用 化・再資源 化量	再資源 化率 (%)	中間処理・ 最終処分量
		令和5年度								
		○月	○月	○月	～	○月	○月			
建設 廃棄物 (t)	コンクリートがら									
	アスファルトがら									
	その他がれき類									
	ガラス陶器類									
	廃プラスチック類									
	金属くず									
	木くず									
	紙くず									
	繊維くず									
	建設汚泥									
	その他									
	混合廃棄物									
	合計									
建設発生土 (m ³)										

表 3.3.31 廃棄物等に係る事後調査結果の記載様式例（供用期間）

項目	廃棄物発生量（供用期間）（t）						再生利用化・再資源化量	再資源化率（%）	中間処理・最終処分量
	令和6年度								
	○月	○月	○月	～	○月	○月			
一般廃棄物	生ごみ								
	可燃ごみ								
産業廃棄物	不燃ごみ								
	廃油								
	廃プラスチック								
	ペットボトル								
	発泡スチロール								
	ガラス・陶器くず								
	蛍光灯・電球								
	乾電池								
専ら物	ミックスペーパー								
	ビン類								
	缶類								
	金属類								
	新聞								
	ダンボール								
	古紙								
合計									

表 3.3.32 廃棄物等に係る事後調査結果の記載様式例（解体工事期間）

項目		廃棄物発生量（解体工事期間）						再生利用 化・再資源 化量	再資源 化率 (%)	中間処理・ 最終処分量
		令和6年度								
		○月	○月	○月	～	○月	○月			
建設 廃棄物 (t)	コンクリートがら									
	アスファルトがら									
	その他がれき類									
	ガラス陶器類									
	廃プラスチック類									
	金属くず									
	木くず									
	紙くず									
	繊維くず									
	建設汚泥									
	その他									
	混合廃棄物									
	合計									
建設発生土 (m ³)										

3.3.4 陸域生態系

陸域生態系に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 3.3.33～表 3.3.34 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 3.3.33 重要な鳥類に係る事後調査結果の記載様式例（対象範囲の建設工事着手前）

生物の種類	保全措置の内容	調査地点	調査日	繁殖状況	写真位置図
コチドリ	繁殖期後の工事着手（繁殖が予想される範囲）	第2 駐車場	令和 年 月 日 ()	○箇所で営巣を確認した。卵は孵化していない。	別紙
ケリ				○箇所で営巣を確認したが、卵は全て孵化し、全ての雛は活発に活動している。	別紙

表 3.3.34 重要な昆虫類に係る事後調査結果の記載様式例（建設工事着手前）

生物の種類	保全措置の内容	調査地点	調査日	捕獲状況	移動状況	写真位置図
ツシマヒメサ ビキコリ	事業計画地（保全範囲を除く）での捕獲・移動	第1 駐車場	令和 年 月 日 ()	○○法にて、 ○個体を捕獲	全て○○へ移動	別紙
		第2 駐車場	令和 年 月 日 ()	○○法にて、 ○個体を捕獲	全て○○へ移動	別紙
第1 駐車場		令和 年 月 日 ()	○○法にて、 ○個体を捕獲	全て○○へ移動	別紙	
第2 駐車場		令和 年 月 日 ()	○○法にて、 ○個体を捕獲	全て○○へ移動	別紙	

※写真・位置図は別紙（任意様式）にて整理する。

別紙1 環境保全措置の履行状況

環境項目	環境保全措置の内容	履行状況

別紙2 市長意見等（準備審査書）に対する事業者の見解についての履行状況

市長意見等	事業者の見解	履行状況

4. 事後調査結果の検討方法

事後調査の結果は、環境影響評価項目ごとに設定した評価の観点を勘案して検証することにより、環境保全の取り組みを評価する。事後調査の結果、事業者の行為により環境保全上、特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、必要に応じて専門家の指導、助言を得て所要の対策（追加措置、原因究明の調査の実施等）を講じる。

5. 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は、表 5.1 に示す時期において建設工事、供用、解体工事に分けて提出する。ただし、変更の可能性がある場合は、堺市と別途協議の上決定する。

表 5.1 事後調査報告書の提出時期

建設工事	建設工事完了の3ヶ月後
供用	供用完了の3ヶ月後
解体工事	解体工事完了の3ヶ月後

本書で使用している地形図は、別途出典を記載しているものを除き、国土地理院の電子地形図又は基盤地図情報を使用したものである。

なお、令和元年12月10日に測量法（昭和24年法律第188号）第29条が改正され、国土地理院地図の利用に係る申請要件が緩和されたため、「国土地理院コンテンツ利用規約」に基づき出典の記載をした。